

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベント・情報などを紹介する広報紙です
 《2022.7月号》



発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

（FAX 018-864-1815）

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

《障害をお持ちの方を対象とした就職面接会》

「きらめき就職面接会」を開催します！

ハローワーク秋田では、障害をお持ちの方が一人でも多く就業を通じて社会参加できるよう、障害をお持ちの方と企業の採用担当者が一堂に会し、合同面談方式による就職面接会を開催しています。

昨年9月の開催では、41社の企業と72名の求職者の方に参加いただきました。企業の皆様からも、障害者雇用を理解し推進する良い機会になったとの評価をいただいております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行った上、下記の日程で面接会を開催します。たくさんの企業の皆様のご参加をお待ちしております。



○開催日時：令和4年9月16日（金）

（受付）12：45～13：15

（説明）13：15～13：30

（面接会）13：30～15：30

○開催場所：ホテルメトロポリタン秋田 3階 グランデ及びジュエル
 秋田市中通7-2-1

申し込み締め切り
 令和4年7月29日（金）

参加希望の方は、ハローワーク秋田 専門支援部門までお申し込みください。
 【お問い合わせ先：専門支援部門 部門コード43#】

（新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の皆さま）

雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 特例措置が令和4年9月30日まで継続されます

制度の見直し等によりその都度支給申請様式の改定を行っております。そのため、支給申請を行う場合は、その都度、厚生労働省HPから最新様式のダウンロードをお願いします。

	特例措置	企業規模	令和4年9月30日まで	
			解雇等あり	解雇等なし
原則	助成率	中小企業	4/5	9/10
		大企業	2/3	3/4
	助成額日額上限		9,000円	
※業況特例 地域特例	助成率	中小企業	4/5	10/10
		大企業	4/5	10/10
	助成額日額上限		15,000円	

※業況特例：直近3ヶ月の生産指標が前年同期（又は前々年同期、3年前同期）より30%以上減少している企業

※地域特例：緊急事態措置およびまん延防止等重点措置を実施すべき区域の施設における営業時間の短縮等に協力する企業

特例措置・特例期間は変更になる可能性があります。厚生労働省のホームページで最新の情報をご確認ください。

【お問い合わせ先：企画部門 部門コード 32#】

生産性向上人材育成支援センターでは、

70歳までの就業機会の確保に向けた従業員教育

を支援しています！！

令和4年度
公開型セミナー

生産性向上支援訓練 ミドルシニアコースのご案内

☆後輩の指導にあたる中堅・ベテラン層の方に最適です!!

☆人事労務担当の方の研修にもご活用ください!!

○コースの概要

“従業員のモチベーションの維持”、“後輩への技能継承”など、企業の定年延長や継続雇用等における課題の解決に効果的なカリキュラムをご用意しています。

○受講対象者

ミドルシニア世代（45歳以上の方）の受講を推奨していますが、年齢による受講制限はありません。後輩の教育を担当する中堅～ベテラン層の方、人事労務担当の方等、社内の取り組み課題に応じて、ご活用下さい。

コース No	068-009	推奨対象	中高年齢層	定員	15名	申込締切 8/23
コース名	【目的】生涯キャリア形成—役割の変化への対応 後輩指導力の向上と中堅・ベテラン従業員の役割					
日時	令和4年9月13日（火）9：30～16：30（6時間）					
会場	ポリテクセンター秋田（潟上市）	受講料	3,300円 （税込）			
中堅・ベテラン従業員がこれまでに培った経験を活かした後輩従業員を指揮するためのコーチング法の知識と技能を習得し、職場の課題解決に向けた先導的役割を理解します。 （実施機関：有限会社ネオリブラ）						

コース No	075-018	推奨対象	中高年齢層	定員	15名	申込締切 10/25
コース名	【目的】生涯キャリア形成—技能・ノウハウ継承 職業能力の整理とノウハウの継承					
日時	令和4年11月15日（火）9：30～16：30（6時間）					
会場	ポリテクセンター秋田（潟上市）	受講料	3,300円 （税込）			
後輩従業員のノウハウ継承を目指して、中堅・ベテラン従業員がこれまで培った職業能力を明確にするための知識と技能を習得します。 （実施機関：有限会社ネオリブラ）						

生産性向上支援訓練に関するお問い合わせは、

秋田職業能力開発促進センター（ポリテクセンター秋田）
生産性センター業務課 電話018-873-8036ホームページにて公開中・・・ <https://www3.jeed.go.jp/akita/poly/biz/seisan.html>

障害者を多数雇用する事業主の方へ 税制優遇制度のご案内

障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用することができます。法人税（個人事業主の場合は所得税）や事業所税、不動産取得税、固定資産税の優遇措置が受けられます。

※要件等が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

利用できる税制優遇制度

- | | | |
|-----------------------|---|----------------|
| 1. 助成金の非課税措置(法人税・所得税) | … | 適用期限：なし（恒久措置） |
| 2. 事業所税の軽減措置 | … | 適用期限：なし（恒久措置） |
| 3. 不動産取得税の軽減措置 | … | 適用期限：令和5年3月31日 |
| 4. 固定資産税の軽減措置 | … | 適用期限：令和5年3月31日 |

1. 助成金の非課税措置(法人税・所得税)

国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金*の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分は圧縮記帳により損金算入(法人税)、または総収入金額に不算入(所得税)することができます

※障害者雇用納付金制度の基づく助成金

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

2. 事業所税の軽減措置

① 資産割

「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業の事業所税(資産割)の課税標準となるべき事業所床面積の2分の1相当を控除できます

② 従業員割

事業所税(従業員割)の課税標準となるべき従業員給与総額の算定で障害者に支払う給与総額を控除できます

3. 不動産取得税の軽減措置

「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業用で使用した場合、その施設の取得に伴う不動産取得税について、取得価格の10分の1相当額に税率を乗じた額が減額されます

対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上でかつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上

4. 固定資産税の軽減措置

「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて事業用施設を取得した場合、その施設の固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格から取得価格の6分の1に障害者雇用割合と税率を乗じた金額が減額されます

対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上でかつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上

※ご注意ください※

機械等の割増償却措置（法人税・所得税）に関する税制優遇措置は令和4年3月31日をもって終了いたしました。



人手不足にお悩みの経営者・採用担当の皆様へ
 人材確保には「**移住支援金制度**」の活用が効果的です!



移住支援金とは・・・

東京23区に5年以上在住または通勤されていた方が、秋田移住支援金マッチングサイトに掲載された求人に応募して就職・移住した場合、移住先の市町村から移住者に支援金を支給する制度です。

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

さらに、上記移住者が特定の技術職・専門職の場合は、県から追加で支援金を支給します。

最大 200万円

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

(※) 移住先市町村によっては、子育て世帯にさらに上乗せあり(18歳未満の子どもの人数×30万円)

「秋田移住支援金マッチングサイト」に求人掲載すると・・・

企業のメリットがいっぱい!

求職者への大きなアピールポイント!

東京圏からのUターン希望者によって、支援金の支給が魅力的な要素となり、注目度が高まります!

高い広告効果が見込めます!

連携する民間求人サイト(スタンバイ求人ボックス、バイトルNEXT)にも求人情報が掲載され、全国配信されます!

効果的な求人広告の作成をサポート!

効果的な求人広告・採用活動をサポートする、研修等を無料で行っています!

採用活動経費が一部助成されます!

本制度を利用し移住者を使用した場合、経費の一部を助成いたします。

対象法人の要件、登録手続きなど、詳細はこちらから ▶▶▶

人手不足にお悩みの経営者・採用担当の皆様へ

「**移住支援金制度**」の活用が効果的です

移住支援金とは・・・

東京23区に5年以上在住または通勤されていた方が、秋田移住支援金マッチングサイトに掲載された求人に応募して就職・移住した場合、移住先の市町村から**移住者に支援金**を支給する制度です。

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

さらに、移住者が特定の技術職・専門職の場合は追加で、

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

秋田移住支援金マッチングサイトに登録し、求人情報を掲載しませんか。詳しくはこちらから→

<https://kocchake.com/furusatokyujin>



お問い合わせ先: 秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進班 018-860-1234



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和4年5月)

概況(全数)

新規求職者数は1,521人(前年同月比+17.1%)で6ヶ月ぶりの増加。在職者の求職が増加し、自己都合離職者も増加しており、行動制限等の緩和による求職活動の再開や転職希望者の増加等が要因である。有効求職者数は6,599人(前年同月比▲3.6%)で11ヶ月連続の減少。事業主都合離職者が13ヶ月連続で減少していることによる雇用保険受給者の大幅な減少が主な要因である。

新規求人数は2,637人(前年同月比▲18.4%)で5ヶ月連続で減少。食品製造業で新規テナント出店や人流増加による新規契約等による増員のため求人数が増加したものの、他の業種では、前年度にあった大型工事が一段落したことや大手スーパーの人員確保による反動減、医療・福祉施設内感染や従業員・家族の感染拡大による採用活動の休止等の要因により減少となった。有効求人数は8,334人(前年同月比▲11.9%)で7ヶ月連続で減少。

有効求人倍率は前年同月比▲0.12ポイントの1.26倍で、4ヶ月連続の低下となった。長引くコロナ禍で閉店する店舗も見られることに加え、原油高、材料不足、価格高騰、円安等の不安要因が多く存在し先行き不透明である。但し、人手不足は深刻化しつつあり、能力開発や多様な人材の活用等によるミスマッチ解消に努める。

【用語解説】

- * 月間有効求人数: 前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう)と当月の「新規求人数」の合計をいう。
- * 月間有効求職者数: 前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう)と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率: 求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(全数)の推移

